

関係者各位

2026年2月14日

## 該非判定書

株式会社アートレイ  
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5  
上野ビル4F  
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。

### 記

貨物名	遠赤外線USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-640P-THERMO
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 該当 10の項(4) 該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

( 1/3 )

貨物名：遠赤外線USB2.0カメラ

メーカー名：株式会社アートレイ

型及び銘柄：ARTCAM-640P-THERMO

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2)光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)
------	---

[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの	
イ	宇宙用に設計した固体の光検出器
ロ	イメージ増強管
ハ	イメージ増強管又はその部分品
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの	
(一) 次のいずれかに該当するもの	
1	熱型でないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもの
イ	要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの
ロ	応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの
ハ	電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの
ニ	要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの
イ	応答時定数が95ナノ秒以下のもの
ロ	電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの
三	要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの
四	要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。)
イ	要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3.8未満のもの
ロ	同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの
五	要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの
六	要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの
イ	電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの
ロ	要素素子の数が32を超えるもの
2	要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプ レーンアレーであつて、それぞれの要素素子がフィルタ ーのない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの

注 釈	判 定 欄	記 入 欄
	該 当 ○ 非該 当 × 対 象 外 -	遠赤外線センサを搭載した USB通信タイプのカメラ
告示貨物	【○】	
※	【×】	宇宙ように設計したものではない
※	【×】	イメージ増強管ではない
※	【×】	部分品でもない
	【×】	
	【○】	
	【-】	熱型フォーカルプレーンアレーである
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
除外	《 》	
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【  】	数値 ( )
	【○】	マイクロボロメータ フォーカルプレーンアレーである 数値 ( 8000-14000 )

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

( 2/3 )

別1項番	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)		
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該 当 × 対 象 外 -	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの			
ニ 宇宙用に設計していないフォークルプレーンアレーであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの			
(一) 次のいずれかに該当するもの			
(二) 次のいずれかに該当するもの			
1 白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの		[×]	数値 ( ) 白金シリコンを用いたものではない
2 イリジウムシリコンを用いたもの		[-]	左記を用いたものではない
3 アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの であつて、素子の数が256未満のもの	※	[-]	数値 ( ) 左記を用いたものではない
4 砒化インジウムを用いたもの	※	[-]	左記を用いたものではない
5 硫化鉛を用いたもの	※	[-]	左記を用いたものではない
6 砒化インジウムガリウムを用いたもの	※	[-]	左記を用いたものではない
7 テルル化水銀カドミウムを用いたスキャニングアレー であつて、次のいずれかに該当するもの		[-]	左記のスキャニングアレーではない
一 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの		[ ]	数値 ( )
二 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が9以下のもの		[ ]	数値 ( )
8 テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー であつて、素子の数が256未満のもの	※	[-]	数値 ( ) 左記のアレーではない
9 砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォークルプレーンアレーであつて、 素子の数が256未満のもの	※	[-]	数値 ( ) 左記のアレーではない
10 熱型フォークルプレーンアレーであつて、 素子の数が8,000未満のもの		[×]	数値 ( 307,200 ) 左記のアレーであるが素子数が非該当
11 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 要素素子の数が4,096以下のもの		[-]	数値 ( ) 数値 ( )
12 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの		[-]	最大感度が非該当である 数値 ( 8000-14000 ) 数値 ( 640 ) 数値 ( 307,200 )



# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 ( 1 / 1 )

貨物名：遠赤外線USB2.0カメラ

メーカー名：株式会社アートレイ

型及び銘柄：ARTCAM-640P-THERMO

別1項番 次に掲げる貨物であつて、  
経済産業省令で定める仕様のもの  
10 - (4) 電子式のカメラ又はその部分品  
(2の項の中欄に掲げるものを除く。)

注 釈	判 定 欄	記 入 欄
	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	遠赤外線センサを搭載した USB通信タイプのカメラ
	[○]	
	[○]	イメージ増強管を組み込んだ ものではない
告示貨物	[ ]	
	[ ]	
	[○]	
告示貨物	[○]	
	[ ]	
告示貨物	[ ]	宇宙用に設計した光検出器ではない
	[×]	
除外	《 》	
	[ ]	
	[ ]	ストリークカメラではない 数値 ( )
	[ ]	電子式フレーミングカメラではない 数値 ( )
	[×]	
	[○]	数値 ( 0.394マイクロ秒 )
	[×]	数値 ( 30.0こま )
	[ ]	プラグインユニットではない
	[ ]	
	[ ]	数値 ( )
	[×]	
	[ ]	数値 ( 307,200 )
	[ ]	
	[ ]	数値 ( )
	[ ]	数値 ( )
	[ ]	反射鏡を有しない
	[ ]	左記の制御装置を有しない
	[×]	左記の機能を有しない
	[ ]	左記のカメラや装置ではない
	[ ]	
	[ ]	数値 ( )
	[ ]	
	[ ]	数値 ( )
	[ ]	
	[ ]	イメージ増強管を組み込んでいない
	[ ]	左記のアレーを組み込んでいない
		判 定 結 果
		該 当

作成年月日 2026年2月14日  
作成責任者  
会社名 株式会社アートレイ  
所属・役職 技術部  
(ワリガナ)  
氏 名 小川 亮  
電 話 03 (3389)5488 (代表)



該当項番  
① 輸出令別表第1の項番 [ 10(4) ]  
② 貨物等省令の条項号等の番号等  
[ 第9条1項第八号イ ]  
[ ]

\* 告示貨物=貨物等省令第9条第八号イ (一) 1、(二) 1又は(三)